

愛媛県立中央病院整備運営事業 入札説明書に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 入札説明書」に関する質問への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
001	001	第1								「入札説明書及び入札説明書別添資料並びにこれに係る質問回答書を総称して入札説明書等という。」とありますが、この記述の中の「それ」とは入札説明書及び入札説明書別添資料を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
002	001	第1							入札説明書の位置付け	契約書、要求水準書等、公表資料に関して、解釈における優先順位及び効力について明確に記載願います。	次のとおりの優先順位となります。 1. 契約書 2. 要求水準書(要求水準書に係る質問回答を含む。) 3. 入札説明書等(入札説明書、落札者決定基準及びこれらに係る質問回答) 4. 過去に公表した実施方針等及び質問回答 1～3の優先関係については、事業契約書(案)第9条(優先関係)及び同契約書(案)別紙2用語の定義集87、119をご参照ください。 なお、4については、あくまで参考資料としての位置づけです。
003	001	第1								入札説明書で定義されている「入札説明書等」と事業契約書(案)で定義されている「入札説明書等」の定義が異なりますが、別々の定義で記載されているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書での「入札説明書等」とは、「入札説明書と入札説明書別添資料」を指しています。 事業契約書(案)での「入札説明書等」とは同契約書別紙2用語の定義集のとおりであり、この定義により、入札説明書では記載のない「契約書」、「要求水準書」、「入札説明書等(入札説明書、落札者決定基準及びこれらに係る質問回答)」の優先関係を規定しています。
004	001	第1								10/5の説明会において、公表資料の優先順位について、「1. 事業契約書 2. 入札説明書等 3. 要求水準・実施方針 4. 過去に公表した資料」との説明がありました。が、この認識で間違いはないでしょうか。	(質問No.002参照)
005	001	第1								上記「4. 過去に公表された資料」の優先順位については、時系列以外に優劣の関係はありますでしょうか。	公表日の新しいものを優先してください。
006	001	第1								今回の質問回答も含め、最終的な公表資料の優先・劣後の関係をお示し頂くことは可能でしょうか。	(質問No.002及びNo.003参照) なお、質問回答のうち、基本協定書(案)と事業契約書(案)に関するもの以外の質問回答は、それぞれの公表資料本体と優先順位も含め一体のものですが、基本協定書(案)と事業契約書(案)に関する質問回答は、基本協定書と事業契約書の解釈に際して勘案されるとしても、基本協定書及び事業契約書を構成することはありません。
007	001	第1	2							実施方針等及び実施方針等に関する質問回答書は入札説明書の参考資料として位置づけられるものとの記載がありますが、参考資料とはどのような定義となるのでしょうか。参考資料はあくまでも参考であり、効力は持たないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の「効力は持たない」ということの意味が、「入札に関する条件ではない」又は「実施方針等の中に含まれる要求水準書(案)及びそれに対する質問回答は、要求水準書を構成しない」ということであれば、ご理解のとおりです。
008	001	第1	2							「入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答書によることとする」とありますが、過去の質問回答において、「入札公告時までに公表」などの回答があり、今回公表された入札説明書等に記載がない事項については、どのようになりますでしょうか。	入札公告にあわせて、要求水準書等の修正において回答したところですが、なお、疑義のある場合は、質問をお願いいたします。 なお、ご質問で引用されている文章は削除いたします。
009	003	第2	5	2	イ	エ				アメニティの充実について、「4床室における個室的多床室の採用、清潔・不潔を区分したエレベーターの増設など」と書かれていますが、要求水準書第1総論11ページには「個室の空間感覚が得られる4床室の採用、清潔・不潔あるいはスタッフ用と一般用とを区分したエレベーターの増設など」と表現が異なります。要求水準書を正と考えてよろしいでしょうか。	同義であるとお理解ください。

№	ページ	章	番号	項()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
010	003	第2	5	2	イ	カ				地域医療の水準の向上として、県立病院全体のセンター機能の推進は、県側業務として実施されると理解しておりますが、県立病院のセンター機能の推進として具体的に院内でどのような事業を実施される予定なのかご教示下さい。	中央病院から他の県立病院への診療応援、手術応援や遠隔病理画像診断などの医療支援、ネットワーク等の情報管理、中央病院が中心となった看護職員の県立5病院合同研修等を行うとともに、研修医や研修終了後の専攻医を積極的に中央病院で受け入れ研修の充実を図っています。
011	003	第2	5	2	イ	キ				本文中に「主要機器室の増設スペース、主要配管ルートの予備配管確保……。」と記載がありますが、主要配管ルートの予備配管確保は、「予備配管スペースの確保」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
012	004	第2	5	2	ウ					10/5の説明会において、建替えプロセス、既存施設の活用については事業者の提案によるが、移転・引越に依る県側費用の増加は評価においてマイナス要因で、それによる近隣への配慮はプラス要因との説明がありました。県側費用の見積もり基準については明らかになりますでしょうか。また、これらの評価方法・基準の定量化での説明は今後ありますでしょうか。	県は、入札説明書別紙2でお示している建替え手順における次の移転費用を負担します。 ①仮設プレハブ研修棟への移転 ②完成後の1号館への移転 ③改修後の3号館への移転 したがって、事業者の提案により上記以外に必要な移転費用は事業者負担になります。 なお、県が負担する移転費用の積算方法等をお示しする予定はありません。
013	004	第2	5	2	ウ				※	既存(＝立体駐車場)活用の提案をする場合において、事業者側が当該施設の施設維持管理業務(清掃・施設メンテナンス・警備)を開始する時期はどのタイミングからでしょうか。(1号館の供用開始時期でしょうか、全施設の供用開始時期でしょうか。)	1号館の供用開始予定である平成25年6月となります。
014	004	第2	5	2	ウ				※	既存活用の提案をする場合において、既存立体駐車場の修繕費及び更新費は入札価格に含めるのでしょうか。	立体駐車場を新設とする場合と同様に、要求水準書に示すとおり、更新時期が15～20年となるような更新業務等を除き、入札価格に含めてください。
015	004	第2	5	2	エ					県民医療の確保のために、建替え期間中にも入院・外来診療機能を維持しつつ建替えを実施するとありますが、事業契約締結から1号館供用開始までの間、現状の診療規模(入院患者数、外来患者数、各種診療機能等)を全て維持するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
016	004	第2	5	2	オ				※3	「立体駐車場(2)を新設するか否かは事業者提案によるものとする」とありますが、立体駐車場(1)の新設については事業者提案の範囲ではなく決定事項でしょうか。(第2 要求水準 1 施設整備業務のp014.では、立体駐車場(1)(2)ともに(想定)と記述されているため、立体駐車場(1)の新設についても事業者提案によるのでは、との想像もできます。)	既存立体駐車場の活用及び立体駐車場(1)(2)の新設ともに事業者提案の範囲です。
017	004	第2	5	2	オ				※3	既存の立体駐車場を活用する場合、建替え期間中の引越し回数が増えることもあると考えられますが、増えた分の引越し費用は県・事業者のどちらの負担と考えればよろしいでしょうか。	(質問No.012参照)
018	004	第2	5	2	オ				※2	「院内保育所の運営業務は本事業の対象外」とありますので運営業務に含まれる施設維持管理業務も対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	本事業の範囲に含まれます。
019	004	第2	5	2	オ				※3	建設期間中の駐車場の必要台数をご教示下さい。	施設整備業務に関する要求水準書(4).ウに記載しているとおり、工事期間中は300台以上を確保してください。
020	004	第2	5	2	オ				※2	院内保育所の施設維持管理業務はPFI事業に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	(質問No.018参照)
021	005	第2	7	2	ケ				※	新館運用開始に伴う入院患者さんの移送も本事業の対象外(平成19年3月30日付実施方針(修正版)に関する質問回答No.13)と理解しておりますが、患者さんの私物の移送を始め、本館からのもの移動・引越し業務も本事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、事業者においても必要な協力は行っていただくことを考えています。
022	006	第2	9							事業期間が「事業契約締結後から」ではなく、「解体及び設計、改修並びに医療機器等の初期調達期間のほか、…」とされている意図をご教示下さい。	維持管理・運営期間を明示するために用いた表現であり、それ以上の意図はありません。

N o	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
023	006	第2	9・10							維持管理・運営期間については、平成25年6月22日の供用開始時より開始とありますが、PFI事業者の手が入っていない既存棟(入札説明書記載の想定計画でいえば、本院(仮使用)・東洋医学研究所)の維持管理も業務対象であり、前述供用開始時と同時に管理を開始すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
024	006	第2	10							1号館の供用開始時に、既存の東洋医学研究所施設は稼働していないと考えてよろしいでしょうか。また、稼働していない場合、維持管理対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
025	006	第2	10							本院の仮使用期間とは、3号館改修期間である平成25年7月～12月末と考えてよろしいでしょうか。	現時点で想定している工程では、ご理解のとおりです。
026	006	第2	10							本院の仮使用期間において、本院の1階・2階の管理運営部門を仮使用されますが、当該期間における本院の清掃業務範囲についてご教示願います。	仮使用する管理運営部門に係る諸室及びトイレ・廊下等の共用部分を想定しています。
027	006	第2	10							仮設プレハブ研修棟は維持管理対象となるのでしょうか。また、対象とする場合はその期間についても御教示願います。	維持管理・運営期間に含まれる場合においては、含まれる期間において、本事業における維持管理業務の対象となります。
028	006	第2	10							仮設プレハブ研修棟の運営業務はPFI事業範囲に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.027及びNo.032参照)
029	006	第2	10							施設の配置や工程の提案内容によって、工事に伴う病院機能の移転対象範囲や時期が異なってきます。工事に伴う病院機能の移転につきましては、提案内容にもとづいて甲の負担により行っていたものと考えてよろしいでしょうか。また、工事中に想定される医業収益の減少については、乙に負担が及ばないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、質問No.012をご参照ください。 後段については、乙に医業収益減少の帰責事由がない限りご理解のとおりです。
030	006	第2	10							1号館供用開始までに、事業者が新設・仮設・改修等を行う建物の管理運営は、※2に明記されている「立体駐車場(1)」以外についても事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
031	006	第2	10							「立体駐車場(1)」に関して、平成22年5月～平成25年5月の期間における管理運営は、PFI事業範囲には含まないものとする」とありますが、立体駐車場にエレベーター・防災設備・管制設備等を設置した場合、法定点検を含む機器のメンテナンスも事業者の範囲外ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
032	006	第2	10						※2	前述9. 事業期間において、維持管理・運営期間は平成25年6月からとの説明です。新設する仮設プレハブ研修棟(平成21年5月供用開始予定)については、立体駐車場(1)と同様に、平成25年6月まで維持管理業務等は、PFI事業範囲に含まれないという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
033	007	第2	12						地域経済の振興	「県内事業者の登録」を予定されていますが、登録事業者リストに掲載されていない県内事業者であっても本事業に参入することは可能、と考えてよろしいでしょうか？	9月28日に公表した「県内事業者の登録」をするか否かは県内企業の任意ですので、本事業への参画の可否とは関係がありません。したがって、登録していない県内事業者も自由に本事業に参画していただいて構いません。
034	008	第3	2	3	ア					参加要件(ア 共通事項)の中で「一般競争入札参加要件確認基準日において」と明記されているものとされていないものがありますが、全て一般競争入札参加要件確認基準日において要件を満たしている必要があるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書第3.2(8)に記載の参加要件確認期間にわたり満たしている必要があります。
035	009	第3	2	3	イ	ア			代表企業	「他の個別業務を実施することができる」とありますが、代表企業は統括マネジメント業務以外の個別業務を行わなければならないのでしょうか？	代表企業は統括マネジメント業務を主導的に行う必要がありますが、他の個別業務を実施するか否かは任意です。

No	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカ	小項目 (カカ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
036	009	第3	2	3	イ	イ			マネジメントサ ポート企業	「マネジメント・サポート業務」とは、「統括 マネジメント業務」と同義と考えてよろしい でしょうか。	ご質問の趣旨及び「同義」の位置付けが 不明確ですが、入札説明書第3.2(1)イに 記載のとおり、マネジメント・サポート業務 とは、統括マネジメント業務のうち、事業者 のみでは提供し得ない機能に関する業務 となります。
037	009	第3	2	3	イ	イ				マネジメント・サポート業務は第3.2.(3) アに示す「役務の提供」には該当しないとい う理解でよろしいでしょうか。	マネジメント・サポート業務は「役務の提 供」に該当します。
038	009	第3	2	3	イ	ウ	a			設計協力企業の参加要件のうち「一般病 床500床以上の病院建物」についてです が、一般病床500床以上の範囲を対象に した大規模改修の設計も、実績として認め ていただけるでしょうか。	一般病床500床以上の病床を持つ病院建 物全体を対象とした大規模改修の設計業 務であれば実績として認めます。
039	009	第3	2	3	イ	ウ	a			病院PFI事業の設計業務は、事業者と病 院・県側との調整事項が多いため、 設計内容のスムーズなマネジメントのため にも、工事業務を行うゼネコンの設計部が 実施設計段階においては設計協力企業と JVを組む事が有効な手段と考えます。 このような場合の参加要件としては、設計 業務・工事監理も行う設計協力企業が参 加要件を満たしておれば、JVを組むゼネ コンの設計部は、参加資格要件までは求 められないとしてよろしいでしょうか。	入札説明書第3.2(3)イに記載のとおり、 設計業務をJVを組んで実施する場合には すべての者が該当する要件を満たしてく ださい。
040	010	第3	2	3	イ	ウ	b			一般病床500床以上の病院建築の、建 築・電気・管工事を一括で受注した実績が あれば、建築工事、電気工事、管工事も に実績を有すると考えてよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
041	010	第3	2	4						応募者等の構成する法人の変更につい て、「特別の事情がありやむを得ない」と 県が認めた場合は、この限りではないとあ りますが、構成する法人には代表企業も含 まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ただし書きにある とおり、変更を認めるのは特別の事情があ りやむを得ないと県が認めた場合に限りま す。
042	011	第3	2	8						「一般競争入札参加要件確認基準日」は 「参加要件確認期間」と読み替える」とあ りますが、「参加要件確認基準日」から落札 者決定日まで競争入札参加資格を継続し て満たしていることが必要という理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
043	011	第3	3	1						平成19年11月22日を予定している入札説 明書等に関する質問等への回答(第1回) と11月26日を予定している参加要件確認 日の間隔が短く、事業者の参画可否の判 断が出来ないと考えますので、当該期間 を延長して頂けないでしょうか。	今回公表している回答内容が、ご質問に ある「参画可否の判断」に関するものでは 考えており、回答日の方を早めておりま す。 なお、他の質問についても順次回答いた します。
044	012	第3	3	1						入札説明書等に関する質問等への回答 (第一回)の公表は、平成19年11月22日 となっていますが、同日が参加要件確認書 類等の受付日となっておりますので、参 加要件確認に関する質疑については、10 月にご回答いただけないでしょうか。	今回公表している回答内容がご質問にあ る参加要件確認に関する質疑への回答と なります。
045	012	第3	3	1						他の病院PFI案件で実施されたように、解 体費用見積のための見学会を開催いた だけないでしょうか。	ご質問にある見学会は、個別現場説明会に おいて必要に応じて対応することを考え ていますので、ご希望される場合には、様 式15に見学を希望する趣旨及び現場名(複 数ある場合には優先順位を付けて個々 に)を記載し、提出してください。
046	012	第3	3	1						早い時期に対話を持つ事で、大きな方向 性のずれをなくし、良い提案につなげたい と考えておりますので、対話(第1回)の実 施予定期間を、せめて12月として頂けな いでしょうか。	ご趣旨は理解しますが、対話(第1回)の 実施予定期間は変更できません。 ご質問にあるような「大きな方向性のずれ」 を生じうる事項の明確化には、個別現場 説明会及び対話(第1回)を有効にご活用 願います。
047	012	第3	3	1						3月の末に回答いただく内容によっては、 リスク費を見込むことが必要となり、事業 費配分の変更、場合によれば、設計変更 にも及びます。そのため、入札説明書等 に関する質問等(第2回)の受付を12月、 回答を1月としていただけないでしょうか。	ご趣旨は理解しますが、入札説明書等 に関する質問等(第2回)の受付及び回答時 期は変更できません。 ご質問にあるような「リスク費を見込むこ とが必要」となる事項の明確化には、個 別現場説明会及び対話(第1回)を有効に ご活用願います。

N o	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
048	012	第3	3	1						疑問点が対話(第2回)において4月で説明したとしても、6月末の入札までの期間が短く、変更が間に合わないため、対話(第2回)の実施予定期間を1月中旬にして頂けないでしょうか。	ご趣旨は理解しますが、対話(第2回)の実施予定期間は変更できません。ご質問にあるような「疑問点」の明確化には、個別現場説明会及び対話(第1回)、入札説明書等に関する質問等(第2回)を有効にご活用願います。
049	012	第3	3	1						対話(第3回)を2月上旬に追加開催頂けないでしょうか。	現時点では、対話(第3回)を実施することは考えていません。ただし、対話の状況等を踏まえ、県が必要と判断した際には、平成20年5月以降に対話(第3回)の実施を行うこともあり得ます。その際には、対話参加申請書を提出している応募者全てに対して、事前に通知を行います。
050	012	第3	3	1						対話については、第1回・第2回それぞれで設定されている期間中に、各応募者1回のみ開催となるのでしょうか。それとも複数回開催もお考えでしょうか。	第1回・第2回それぞれに1回づつ、計2回の対話を想定しています。
051	013	第3	3	1						事業者選定のスケジュールにおいて、基本協定締結から事業契約締結のタイミングが相応に予定されておりますが、何か特別な事柄をお考えでしょうか。	必要な期間として設定しているものであり、ご質問にあるような特別な事柄を考慮のことはありません。
052	014	第3	3	3	イ	イ			質問・意見の受付	入札関連の様式集や落札者決定基準がまだ公表されていないこと、第1回質問に対する質問もさせていただきたいことから、12月初旬に提出⇒1月中旬に回答、といったスケジュールでも、追加で質問の機会を頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。	12月10日以降に予定している個別現場説明会や対話が県と応募者等との意思疎通を図る機会と考えたいので、お申し出の質問回答を実施する予定はありません。
053	014	第3	3	3	イ	イ				入札説明書等に関する質問は、現在設定されている回数以外に、機会を増やすことはありますでしょうか。	入札説明書等に関する質問の機会を増やすことは想定していません。
054	014	第3	3	3	イ	オ	a			質問の回答日が平成19年11月22日とありますが、参加要件確認書類の受付が11月26日までですので、参加要件確認書類関連や、その他事業者の参画条件に関する質問に対する回答はなるべく早く頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。(早期回答が難しい場合は参加要件確認書類受付期間を遅らせていただきたいと思いますと考えておりますが、一方で個別現場説明会実施や、第3-3-(7)-ア-(エ)に規定される「守秘義務対象資料」の受領に関しては提案にあたって早急に行って頂きたいため、極力質問回答を早めていただきたいと思いますと考えております。)	今回公表している回答内容がご質問にある参加要件確認に関する質疑への回答となります。
055	014	第3	3	3	イ	オ	a			「質問者のノウハウに関する判断される質問」とは、県が何らかの基準で判断されるのでしょうか。事業者から申請してもよろしいのでしょうか。	質問者から申請していただきますが、「質問者のノウハウに関する質問」に該当するか否かは県が判断します。なお、当該申請があり、かつ申請対象の質問への回答について、公表すべきと県が判断した場合、質問者に対して事前にその旨の確認を行います。
056	015	第3	3	3	イ	オ	b			提出する質問の中で、どの質問が「質問者のノウハウに関する質問」であるかを質問者側から提示しておくことは可能でしょうか。	(質問No.055参照)
057	015	第3	3	3	イ	カ				第2回目の「質問者のノウハウに関する判断される質問」とは、ここで示される「施設の重要動線」、「施設の配置計画」、「諸室の面積」に関する内容のみが対象でしょうか。運営等、施設以外の質問も行ってよろしいのでしょうか。	ご質問にある「施設の重要動線」等に関らず、質問いただくことは可能です。
058	015	第3	3	3	イ	カ				「現時点での考え」とは、第2回目の質問及び回答期間である「平成20年2月～3月頃」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
059	015	第3	3	3	イ	カ				「ノウハウに関する質問」として位置付けていただいた質問に関しては、なるべく早くご回答いただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。	善処します。
060	015	第3	3	3	イ	カ				任意の様式で質問した回答は、第2回質問の回答通知日までは通知いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

N o	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
061	016	第3	3	4	ア	ア				受付期間内であれば何度でも提出しなおすことは可能でしょうか。	参加要件確認書類の提出に当たっては、提出しなおすことがないよう十分確認してください。ただし、やむを得ず提出しなおす必要がある場合に限り、提出のしなおしも認めることを考えています。
062	016	第3	3	4	エ					仮に一部の応募者等が参加要件を満たさず失格となった場合、再提出の機会はいかなる理由があっても与えられないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
063	016	第3	3	4	エ					参加要件資格確認結果の内容は公表される予定でしょうか？ご教示願います。	現在のところ公表する予定はありません。
064	016	第3	3	5	ア					個別現場説明会は実施予定期間内において複数回の申し込みが可能でしょうか。また、1回当たりの時間ほどの程度確保いただけるのでしょうか。説明を希望する現場の数に制限はないのでしょうか。	個別現場説明会については、参加要件の確認を受けた応募者等ごとに1回とします。 なお、病院ラウンドは様式集(様式15)に記載される「現場名」「趣旨」を踏まえた上で、必要に応じて県側で①運営業務関連と②施設関連の2班に分けて実施し、施設見学終了後全体で質疑回答を行うことを現在想定しております。 実施時間については、県の想定としては、ラウンド開始から質疑回答終了までで現在4時間程度を想定しておりますが、事業者側の要望を考慮して適宜時間を長く取ることも検討します。 説明を希望する現場の数に制限はありませんが、限られた時間内で対応する必要があるため、希望した現場全てにおいて説明を行うことができない場合もあります。 なお、県側職員の参加対象者、人数についても極力事業者側の要望を反映したいと考えております。ただし、部門ごとに対応できる時間帯が異なりますので、順番等については県側で調整いたします。 なお、個別現場説明会の実施要領は、個別現場説明会参加申請書を受付けた際に交付します。
065	016	第3	3	5	ア					個別現場説明会の位置付け(施設面に関するものか、それとも運営面に関するものか)をご教示下さい。また、本個別現場説明会には協力企業は参画できないという理解で宜しいでしょうか。運営に関する現場説明会であれば、実際に業務を行う協力企業が現場を把握することが重要であるので、参加可能企業に協力企業を含めて頂けないでしょうか。	個別現場説明会の位置付けは、ご質問にある「施設面に関するもの」「運営面に関するもの」の両方を想定しています。質問No.064もあわせてご参照ください。 なお、参加者については、様式集(様式14)に示すとおり、応募者等を構成する法人に限定します。 適宜、必要に応じて事前調整を行って頂き、提案書作成にあたって、当該機会が有益になるよう、十分な準備を講じてください。
066	016	第3	3	5	ア					個別現場説明会では、当日の質問は受け付けていただけるのでしょうか。	まず、様式集(様式15)における「趣旨」の欄に、説明を求める目的や確認したい事項等について明確に記載していただければ、当日の説明も有意義なものにできると考えています。 その上で、当日の病院ラウンド後の質問は基本的に受け付けますが、その場での県側の回答に関しては、県の正式な回答ではなく、県・応募者双方を拘束するものではないことを、予めご了承ください。 正式な回答を求められる場合には、後日実施される質問回答等の機会をご活用願います。
067	017	第3	3	5	エ					応募者等ごとに個別に実施される現場説明会について、内容、時間、応募者等の参加可能人数等の現在の想定をご教示下さい。	(質問No.064参照) なお、参加可能人数については、様式集(様式14)をご参照ください。
068	017	第3	3	5	イ	ア				個別現場説明会における説明を希望する現場については、範囲を限定せずに希望することが可能でしょうか？	(質問No.064参照)
069	017	第3	3	5	エ					個別現場説明会の所要時間はどの程度でしょうか。	(質問No.064参照)
070	017	第3	3	6	ア					十分な意思疎通を図ることが目的であることは理解致しましたが、ここで執り行われた対話の中身については、今後どのように取り扱われるのでしょうか。	応募者の公平性の担保に十分留意した形で取扱うことを考えています。詳細は、第1回の対話参加申請書を提出した際に交付する実施要領等をご参照ください。
071	017	第3	3	6						官民対話において話し合われた内容の確認、その発言の効力及び位置付けについてご教示下さい。(議事録等により内容の共有が図れるとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No.070参照)

N o	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
072	017	第3	3	6						競争的対話の実施に関し、「応募者間の公平性・透明性の確保に十分留意した上で」とありますが、対話内容や事業者による提案項目等、相互に知りえる情報の守秘についての考え方をご教示願います。これらの情報は、開示されないという認識で宜しいでしょうか。	(質問No.070参照)
073	019	第3	3	6						対話では、事業者の業務範囲についての提案項目が要求水準を逸脱するものでないことをその場でご判断頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	第1回の対話参加申請書を提出した際に交付する実施要領等をご参照ください。
074	018	第3	3	6	ア					対話によって相互が知りえた情報の外部への守秘についてはどのような形で担保されるのでしょうか。相互に守秘義務を交わす等の措置をお願いできますでしょうか。	(質問No.070参照)
075	018	第3	3	6	ア					対話の時間はどの程度確保いただけるのでしょうか。希望する議題内容の数に制限はないのでしょうか。	対話の時間は、現時点では各対話参加申請書を提出した応募者ごとに一律3～4時間程度を想定していますが、対話参加申請者数が確定した後、実施予定期間等を勘案し、極力十分な時間を確保できるように考慮します。 詳細は、代表企業に対する通知をご参照ください。 また、希望する議題内容の数に上限はありませんが、全ての議題内容に対応できるとは限りません。限られた対話の時間を有効に活用できるよう、十分ご検討の上、希望を提示願います。
076	018	第3	3	6	ア					現状想定される公共側の参加者をご教示ください。審査委員会の方のご同席もお考えでしょうか。また、応募者間での公平性を期すという観点から公共側の参加者メンバーは固定(応募者ごとに変わらない。)されるものと存じますがいかがお考えでしょうか。	公共側のメンバー構成としては、基本的には固定とすることを考えていますが、議題の内容によっては、必要最小限の範囲で変更せざるを得ないとも考えています。ただし、ご懸念の公平性の担保には十分に留意します。 なお、審査委員が対話に同席するか否かについては、現在のところ未定です。
077	018	第3	3	6	ア					対話における目的として、「落札者決定後の調整等を最小限に抑えること」とありますが、対話内容の対象としては、業務要求水準のみならず、事業契約書(案)なども含まれると考えてよろしいでしょうか。 【質問の趣旨】落札者決定後に基本協定書締結から事業契約書締結までの間が、非常にタイトであると感じており、「調整等を最小限」の中には短時間という意味も含まれていると考慮したことから、対話の中で事業契約内容についても十分な意思疎通を図ることが必要ではないかと感じ、質問いたしました。	ご理解のとおりです。
078	018	第3	3	6	イ	ア	a	b		対話の実施要領はいつ公表いただけるのでしょうか。	第1回の対話参加申請書等を受付けた際に交付いたします。
079	018	第3	3	6	イ					対話参加申請について、対話への参加者は何らか限定されるのでしょうか？ご教示願います。	入札説明書及び様式集(様式16)及び(様式17)に規定する以外の制限はありません。
080	019	第3	3	6	ウ					対話の実施予定期間として第1回、2回をそれぞれ1月、4月に予定されておりますが、具体的な施設計画等を行うに当たって、参加要件確認結果の受理後、極力早く対話の機会を設けていただければと考えており、個別現場説明会(12月)に併せて第1回目の対話を、それを受けて第2回目、第3回目の対話を2月頃、4月頃にしていただくことは可能でしょうか。	(質問No.047、No.048及びNo.049参照)
081	019	第3	3	6	ウ					対話の実施予定ですが、2回の設定をお考えですが、回数が増えることは想定されているのでしょうか。	(質問No.080参照)
082	019	第3	3	6	オ					「対面・口頭による対話を原則とする」とありますが、対話の議事録は作成される、もしくは事業者にて作成したものを確認頂けるのでしょうか。	(質問No.070参照)

N o	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
083	020	第3	3	7	ア					例えば、医薬品調達業務等に携わる「その他の協力企業」は、守秘義務対象資料を参照しながら複数グループに見積り等を提出することになると思われませんが、その場合、当該「その他の協力企業」はそれぞれのグループから守秘義務誓約書を提出する必要があるのでしょうか？	ご質問の場合、それぞれのグループから守秘義務誓約書を提出する必要があります。
084	020	第3	3	7	ア					守秘義務対象資料を具体的に明示願います。	入札関連様式のうち、現在の納入実績等、価格面が記載されたリスト関連書類の他、参考として提示する医療機器(初期調達分)の県が想定する参考メーカー及び型式等が記載したリスト、現病院の委託仕様書及び業務運営フロー、業務量等の参考資料関連などを想定しております。
085	020	第3	3	7	ア					確認協力企業は応募者の参加要件確認の対象にならないと理解しますがよろしいでしょうか。また、確認協力企業が必ずしも将来的に個別業務を受託するとは限らないと理解してよろしいでしょうか。	前段及び後段ともにご理解のとおりです。
086	020	第3	3	7	ア					同一の個別業務に関し、複数の確認協力企業を申請することは可能でしょうか。	可能です。
087	020	第3	3	7	ア	エ				「守秘義務対象資料」として想定されている資料はどのような資料でしょうか？守秘義務誓約を行う企業を特定するため、ご教示いただきたいと思います。	(質問No.084参照)
088	020	第3	3	7	イ					守秘義務誓約書に記載のない協力企業に対する資料開示とありますが、提案書を作成するにあたり、将来的に協力企業になるか否かわからない企業、あるいは物品の調達をおこなう地元卸企業についても複数社存在し、これら全てについても資料開示を少しでも行う要素があるのなら、守秘義務誓約書の提出が必要でしょうか。	ご質問の場合、守秘義務誓約書の提出が必要となります。
089	020	第3	3	7	イ					確認協力企業が参加要件を喪失した場合、評価に影響はありますでしょうか。また、参加要件喪失後、同業他社の確認企業を申請することは可能でしょうか。	前段については、参加要件の確認を受けない確認協力企業は評価への影響はありません。後段については、可能です。
090	021	第3	3	9	イ					入札提出書類の構成及び作成要領はいつ公表いただけるのでしょうか。	後日、速やかに公表いたします。
091	023	第3	3	9	キ	ウ	f			「再度の入札は行わない」とありますが、当日の再度の入札は行われないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
092	023	第3	3	9	キ	ウ	g			入札金額の公表は行わないと記載されていますが、P18 1行目応募者間での公平性・透明性の確保と記載されている中で、何故入札金額の発表を行わないのでしょうか。	入札金額を公表することにより提案内容を審査する加点審査への影響を懸念しています。
093	022	第3	3	9	オ	ア				「応募者名」とは、入札説明書別添資料3様式集(参加要件確認関連)3ページの参加表明書※1の「グループ名」と解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
094	022	第3	3	9	オ	ク				「応募者が1人であるときは入札を中止する」とありますが、応募者が1グループであった場合は入札金額の確認(開札)、提案内容の基礎審査といった次のステップに進まずその時点で審査をとりやめ事業者選定(落札者決定)を行わないということでしょうか。であるとすればあまりに応募者にとって過酷な事態であり是非ご再考をお願いいたします。	県としては、応募者が1グループの場合には、競争性が確保し得ないものと考えており入札説明書のとおりとします。県発注の建設工事でも同様な取扱いをしておりご理解願います。

N.º	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタ	小項目 (カタ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
095	022	第3	3	9	オ	ク				応募者がいないとき又は1人であるときは、入札を中止とするとありますが、これは応募者が1グループであった場合は、入札が成立しない理解で宜しいでしょうか。また、1次審査に複数グループが応募し、本入札への応札が1グループのみだけであった場合も、入札は中止となるのでしょうか。極端な例ですが、入札日当日の開札直前に辞退した応募者があり、結果的に1社となった場合においても中止となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
096	024	第3	3	10						医療機器初期調達費相当額の5,200,000千円には、事業者調達範囲の初期調達分医療機器等(医療機器、給食用機器)、一般備品が該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
097	024	第3	3	10						予定価格が記載されておりますが、参考内訳の詳細を教えてくださいませんか。	予定価格及び参考内訳の金額の詳細を公表する予定はありません。
098	024	第3	3	10					予定価格	参考内訳について、※2応募者の入札金額の内訳を拘束するものではないとありますが、施設整備業務費相当額及び医療機器初期調達費相当額については、※3他の用途への活用はできないとありますので、結局はこの参考内訳が上限との理解でよろしいでしょうか。	提案された「施設整備業務費相当額」と「医療機器等及び一般備品初期調達費相当額」の合計額が参考内訳でお示した32,200,000千円を超えた場合には、価格点の算出において減点することを考えています。後日公表する入札金額の点数化方法をご参照ください。
099	024	第3	3	10					※1	予定価格及び参考内訳の金額のうち、消費税及び地方消費税の額をご教示ください。	消費税及び地方消費税の額を公表する予定はありません。
100	024	第3	3	10					※3	「他の用途への活用はできない」とありますが、提案上、「その他統括マネジメント業務費、調達関連業務費及び運営費相当額等」の合計が159,000,000千円を上回ってはいけない、ということでしょうか？それとも、施設整備業務費相当額及び医療機器初期調達費相当額の合計が32,200,000千円を超えてはならず、「その他統括マネジメント業務費、調達関連業務費及び運営費相当額等」の合計が159,000,000千円を上回ってもトータルが予定価格を下回っていればよい、ということでしょうか？	後段のご理解のとおりです。
101	024	第3	3	10					※2	参考内訳について「予定価格の内訳を示すが、応募者の入札金額の内訳を拘束するものではない。」とありますが、これは、例えば一部の入札内訳金額が参考内訳金額を超過した場合でも合計の入札金額が予定価格を超えなければ失格とはならず、かつ、入札金額の合計が同じであれば内訳金額の構成に関わらず同じ価格点が算出されるという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.098及びNo.100参照)
102	024	第3	3	10						予定価格の※3 この部分のサービスの対価の支払い原資は、他の用途への活用ができないとある一方で、保守管理区分で施設整備業務として整備する(建設工事に含める)物品として、无影灯・実験台・シングルペンダント等の医療機器と列示されておりますが、建設工事に含む医療機器の範疇としての基準を、書類やリストで公表していただけないでしょうか。	守秘義務対象資料として、施設整備業務として整備していただく物品のリストを公表する予定です。
103	024	第3	3	10						予定価格に記載の金額で起債による金額が変更される可能性はあるのでしょうか？ご教示願います。資材価格の高騰等により予定価格が変更あり得るかという主旨の質問です。	予定価格の変更はありません。したがって、起債の金額も変更はありません。
104	024	第3	3	10					※2	予定価格の参考内訳についてはそれぞれに対して評価基準が設定されるのでしょうか。	後日公表する入札金額の点数化方法をご参照ください。
105	024	第3	3	10					予定価格	予定価格に関して、当該金額の算出根拠と更に詳細な内訳をご教示下さい。	(質問No.097参照)
106	024	第3	3	10						医療機器初期調達費相当額の詳細な内訳をご教示下さい。	(質問No.097参照)

№	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカ	小項目 (カカ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
107	024	第3	3	10						「応募者の入札金額の内訳を拘束するものでない」との記載がありますが、一方で説明会にて「施設整備費、医療機器調達費は予定価格を越えた場合、価格評価点が極端に悪くなる」との発言あり、予定価格の内訳が評価に与える影響について詳細にご説明願います。	後日公表する入札金額の点数化方法をご参照ください。
108	024	第3	3	10						入札説明書等に関する説明会で、「施設整備費相当額の27,000,000千円を超えても無効にはならないが、評価はしない(低い)とのご説明がございましたが、施設整備の工夫により、結果施設整備費相当額がご提示の金額を超え、その他の費用がそれ以上に削減できた場合も同様の評価となるのでしょうか。 【質問の趣旨】起債を意識されてのご見解かと思いますが、PFI事業は設計・施工と運営業務をいかにトータルのバランスを取って効率化するか、ということも民間ノウハウの一種と考えます。結果として、貴県の財政支出が削減できた場合には一定の評価をいただきたい思いもあり、質問いたしました。本件の場合、公表された参考プラン・建替え手順を変更した提案も可能であることを勘案すると金額の上限枠にとらわれず、より最適な施設整備内容もご提案したい思いもご存じます。	後日公表する入札金額の点数化方法をご参照ください。
109	024	第3	3	10						予定価格の参考内訳のうち「施設整備業務費相当額」(270億円)と「医療機器等初期費用調達相当額」(52億円)の支払い原資は主に起債によることを予定とありますが、夫々個別に枠があると理解すべきでしょうか。起債の枠の考え方について御教示願います。	(質問No.098参照)
110	024	第3	3	10						予定価格のうち、施設整備業務費相当額に含まれる設計・建設費は、別紙2の建替え手順のイメージに基づいているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	025	第3	5	3						ヒアリングは全ての応募者を対象に行われるという理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングを行う場合には、全ての応募者を対象とします。
112	025	第3	5	3						ヒアリングへの出席者は限定されるのでしょうか？またヒアリングの内容によって加点される可能性はありますでしょうか？ご教示願います。	前段については、物理的にも人数に制限を設けざるを得ないと考えており、詳細はヒアリングに関する通知において示します。 後段については、落札者決定基準第4.3(4)に記載のとおり、あくまで提案内容の詳細の確認等を目的としています。
113	026	第4	1	2						代表企業の議決権保有割合は構成員中最大であれば過半である必要はないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、代表企業に求める「統括マネジメント業務を主導的に行う」機能が十分に果たされるようご留意願います。
114	026	第4	1	3	イ					事業契約を締結しない場合に、次高得点者へ契約交渉を行うことがある、とありますが、この場合、別の応募者へ契約交渉を行う旨、事前に通知はなされるのでしょうか。通知無く別の応募者へ契約交渉が行われることを危惧しております。	ご質問にあるような事前通知等を行う必要があると認識しています。
115	027	第5	2	3						「国等において謙じられている融資制度等の金融上の支援」とありますが、現段階で想定されている制度があればご教示ください。	入札説明書で示す日本政策投資銀行に関するもの以外には、現時点では特段の想定はありません。
116	030	別紙2								既存の立体駐車場は解体するという前提での建替え手順のイメージを示されておりますが、現立体駐車場を活かした場合でも、解体して新設した場合でも、立体駐車場(1)と見做す立体駐車場の管理運営は1号館の供用開始まで、PFI事業に含まれないという認識で宜しいでしょうか。	(質問No.013参照)
117	031	別紙2								ページ末尾に建替えの一つのイメージであり、施設形状、面積、配置、建替えて手順等を制限するものではないと記載がありますが、仮に建替えイメージと異なる提案をした場合、施設整備業務費相当額が大きく変更になる可能性があります。その場合は、予定価格の変更もご検討頂けないでしょうか。	予定価格の変更はありません。

№	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他	質 問	回 答
118	032	別紙3								県の掃責事由(県による一部使用等)により不動産取得税が発生した場合には県が別途負担する、との理解でよろしいでしょうか？	県の部分使用等により不動産取得税が課税されるかどうかは、実際の部分使用等の態様によっても左右されると考えられるため、一概にはいえません。事業契約書(案)第56条第1項のとおり甲の部分使用は、乙の承諾を前提としていますので、課税の有無に関して疑義がある場合は、乙において県の税務当局に照会していただく必要があります。
119	032	別紙3								前提条件の変更に伴いコスト増加は発注者でご負担頂けるとの理解で宜しいのでしょうか？ご教示願います。	事業者の責めに帰すべき事由による変更である場合を除き、ご理解のとおりです。
120	032	別紙3								仮設部分の運営において、清掃・警備を含めた維持管理業務については、仮に1号館竣工・引渡前であっても、SPCの業務と考えるのでしょうか。また、この場合のサービス対価の支払い、モニタリングに関する考え方を御教示ください。	1号館の供用開始予定である平成25年6月以前については、本事業の業務範囲外となります。
121	032	別紙3								仮設部分の所有権と、それに伴う固定資産税はどのような扱いになるのでしょうか。仮設棟完成後、県に引渡であれば固定資産税はSPCにかかりませんが、仮設棟の所有権を完成後の1月1日までに移転しないのであれば、SPCに固定資産税がかかります。	事業契約書第66条及び別紙2 用語の定義集111に記載のとおり、仮設プレハブ研修棟の所有権は県に移転します。
122	032	別紙3								仮設部分の所有権を移転せずに、SPCとしての固定資産税を免除するために、仮設棟をリース提案することは可能でしょうか。	(質問No.121参照)
123	032	別紙3								仮設部分に設置される医療機器・一般備品・準備品は、県が所有すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	032	別紙3								基準金利として、1.809%を規定している根拠(参考になっているTSRの日付等)をご教示下さい。	平成19年4月11日午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)10年ものの値となります。
125	032	別紙3								事業者が、万が一、不動産取得税、登録免許税を課税された場合は、県にて負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No.118参照)
126	032	別紙3								「入札金額算定に用いる基準金利は、「1.809%とすること」と規定されておりますが、実際の基準金利は、最後に引き渡される施設の引渡し日2営業日前(平成26年11月26日)の金利に置き換わるという認識で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)別紙12 表2-1をご参照ください。
127	032	別紙3							別紙3	不動産取得税及び登録免許税は計算に於いてだけでなく、実際にも課税されないとの理解で宜しいでしょうか。	県は、不動産取得税がかからないことを確認しておりますが、SPC(発注者)と事業契約書(案)に規定する建設協力企業との間の工事請負契約において、SPCがかかる施設の原始取得者となる旨の規定を盛り込む必要がある、とされていますので、事業者においてご留意下さい。詳細は、事業契約締結後に県立病院課の担当者に確認して下さい。